

水質等常時監視結果(令和2年度)

1 公共用水域

(1) 健康項目の達成状況

砒素、ふっ素を除く25項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

砒素、ふっ素の超過原因はいずれも地質による自然的な影響である。

| 項目 | 市町 | 河川(地点) |
|---------------|-----|---|
| 砒素 (1地点) | 宝塚市 | 最明寺川(最明寺橋) |
| ふっ素 (12地点) | 神戸市 | 有馬川(長尾佐橋)、生田川(小野柄橋) |
| | 西宮市 | 有馬川(明治橋)、船坂川(船坂橋、下田橋下流)、太多田川(蓬莱峡山荘前、千都橋)、座頭谷川(流末)、仁川(鷲林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横)、津門川(神祇官橋) |

(2) 生活環境項目の達成状況

生物化学的酸素要求量(BOD) : (河川)39水域全てで達成

化学的酸素要求量(COD) : (海域)26水域中18水域で達成 : (湖沼)非達成

全窒素及び全燐 : (海域)全ての水域(9水域)で達成 : (湖沼:全燐)非達成

2 地下水

環境基準の達成状況は次のとおりである。

なお、基準超過がみられたいずれの地点でも飲用指導を実施しており、飲用による健康被害が生じる恐れはない。

(1) 概況調査(89地点で実施し、88地点で環境基準を達成)

基準を超過した地点は、ふっ素で1地点(神戸市北区上津台)であり、その理由は、地質の影響であると考えられる。

(2) 継続監視調査(19市4町の84地区107点(647検体))

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等を継続的に監視しており、基準超過状況は次のとおりである。

| 基準超過物質名 | 超過検体数 | 超過原因等 |
|---------------|-------|--------------------------|
| 鉛 | 2 | 自然由来 |
| 砒素 | 16 | 自然由来 |
| 揮発性有機塩素化合物 | 62 | 工場・事業場(原因者に対し浄化対策指導等を実施) |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 5 | 周辺田畑における施肥等 |
| ふっ素 | 15 | 自然由来 |
| ほう素 | 2 | 自然由来 |

令和3年度水質等常時監視結果(速報)

1 公共用水域

(1) 健康項目の達成見込み

砒素、ふっ素を除く25項目は、全ての地点で環境基準を達成する見込みである。
砒素、ふっ素の超過原因はいずれも地質による自然的な影響である。

| 項目 | 市町 | 河川(地点) |
|---------------|-----|---|
| 砒素 (2地点) | 宝塚市 | 最明寺川(最明寺橋) |
| | 神戸市 | 天王谷川(雪御所公園東) |
| ふっ素 (11地点) | 神戸市 | 有馬川(長尾佐橋) |
| | 西宮市 | 有馬川(明治橋)、船坂川(船坂橋、下田橋下流)、太多田川(蓬莱峡山荘前、千都橋)、座頭谷川(流末)、仁川(鷲林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横)、津門川(神祇官橋) |

(2) 生活環境項目の達成見込み

生物化学的酸素要求量(BOD) : (河川)39水域全てで達成

化学的酸素要求量(COD) : (海域)26水域中18水域で達成 : (湖沼)非達成

全窒素及び全リン : (海域)全ての水域(9水域)で達成 : (湖沼:全リン)非達成

3

2 地下水

(1) 概況調査 1地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準超過

(2) 継続監視調査 基準超過物質は令和2年度と同様の見込み

3 その他

令和2年度に要監視項目に追加されたPFOS及びPFOAについて、指針値超過状況は次のとおり。超過原因は不明であり、引き続き調査を継続予定。(指針値(暫定):50ng/L)

(1) 公共用水域

最明寺川(最明寺橋:宝塚市) 62ng/L

東川(親水南公園※:西宮市)69~79ng/L

明石川上流(玉津大橋:神戸市)100~460ng/L

明石川上流(上水源取水口:神戸市)100~260ng/L

※親水南公園では、30~79ng/Lと変動が大きい。

(2) 地下水

神戸市内 4地点 72~180ng/L

西宮市内 1地点 290ng/L

4

令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)

【主な変更内容】

1 環境基準項目等の改正を反映

- (1) 大腸菌数が生活環境項目に追加(令和3年10月7日 環境省告示) ※類型に応じて基準値が設定
- (2) 大腸菌群数が生活環境項目から削除(令和3年10月7日 環境省告示)
- (3) 六価クロムの基準値見直し(令和3年10月7日 環境省告示) ※基準値が0.02mg/L(改正前 0.05mg/L)

2 近年の測定結果を踏まえた測定頻度の見直し

- ※公共用水域では検出の有無に応じて頻度を見直し
- ※地下水では継続監視調査地点の見直し(追加、廃止)

3 ローリング調査地点等の変更

- ※公共用水域は隔年等で地点・項目を変更(国、兵庫県、神戸市、姫路市、赤穂市)
- ※地下水概況調査地点は定期的に変更(神戸市、姫路市、西宮市、加古川市)

| 水域 | 公共用水域 | | 増減 |
|----|--|---|----|
| | 令和3年度 | 令和4年度(案) | |
| 河川 | 環境基準設定 24 河川(39 水域) ほか 102河川 237 地点 | 環境基準設定 24 河川(39 水域) ほか 103 河川 238 地点 | +1 |
| 湖沼 | 1湖沼(1水域) 1地点 | 1湖沼(1水域) 1地点 | ±0 |
| 海域 | 5海域(26 水域) 92 地点 | 5海域(26 水域) 92 地点 | ±0 |

| 調査の種類 | 地下水 | | 増減 |
|--------|------------------|------------------|--------------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 概況調査 | 89 メッシュ 90 地点 | 98 メッシュ 98 地点 | + 9 メッシュ + 8 地点 |
| 継続監視調査 | 62 地区 102 地点 | 66 地区 107 地点 | + 4 地区 + 5 地点 |

5

令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)

令和4年度公共用水域(1)

| 測定機関 | 水域名 | 測定地点 | 項目 | 回数 | | 変更の理由 |
|---------|-------------------------------|-------------|---------------|----------------|----------------|---|
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| - | 河川・湖沼・海域 | - | 大腸菌数 | - | - | 環境基準に大腸菌数が追加(大腸菌群数が廃止)されることに伴う項目変更 |
| 近畿地方整備局 | 猪名川上流 | 銀橋 | 溶解性マンガン等 | 0回 | 1回 | 3年ローリングの調査年に該当するため。 |
| | | | フェノールカルブ | 1回 | 0回 | 3年ローリングの調査年に該当しないため。 |
| | 猪名川下流(2) | 利倉 | 1・2-ジクロロプロパン等 | 1回 | 0回 | |
| | 加古川下流 | 相生橋 | カドミウム | 6回 | 2回 | 「国交省の測定計画の考え方(案)」(以下「考え方」という。)に基づき、過去10年間で基準値の1/2以下の検出例がある地点 (一般地点) |
| | 内川 | 内川流末 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 6回 | 4回 | 考え方に基づき、過去10年間に基準値の1/2以下の検出例あり。(T-Nの測定回数が上回る場合はこれに準じる。) |
| | 猪名川上流 | 銀橋 | セレン | 4回 | 2回 | 考え方に基づき、過去10年間で不検出の地点・項目は次のとおりとする。 |
| | 猪名川下流(2) | 利倉 | セレン | 4回 | 2回 | ○健康項目・基準地点は、 |
| | 揖保川上流 | 宍粟橋(山崎) | セレン | 4回 | 2回 | 年4回を年2回に(銀橋、利倉、宍粟橋) |
| 揖保川上流 | 鷺崎橋 | 鉛 | 2回 | 0回 | ○健康項目・一般地点は年0回 | |
| 兵庫県 | 河川調査の調査地点のうち環境基準点(15地点)を除く補助点 | | 大腸菌数 | (大腸菌群数) 1回又は4回 | 0回 | 大腸菌数の環境基準達成の評価を環境基準点で行うため、補助点での測定は実施しない。 |
| | 市川上流 | 真弓橋 | 全亜鉛 | 1回 | 4回 | 令和3年度測定計画策定時に調査頻度を見直したが、全亜鉛の検出値が他地点と比較して高いため、調査頻度を変更して監視を継続する。 |
| 神戸市 | 天上川 | 天上川橋 → 本町橋 | 地点を上流側に変更 | - | - | 感潮域を避けるため上流側に変更する。(従前から、変更後地点で調査を行っており、計画が実態に合っていない) |
| | 天神川 | 辰巳下橋 → 辰巳中橋 | | - | - | |
| | 高羽川 | 玉利橋 → 第一友田橋 | | - | - | |
| | 伊川 | 二越橋 | 大腸菌数 | (4回) | 12回 | 大腸菌数の評価方法(年間90%水質値)に対応するため、測定頻度を変更する。 |
| | 福田川 | 福田橋 | | | | |

6

令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)

令和4年度公共用水域(2)

| 公共用水域の測定地点、項目及び回数の変更について(令和4年度) | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------|------------|-------------------------|--|
| 測定機関 | 水域名 | 測定地点 | 項目 | 回数 | | 変更の理由 |
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 神戸市 | 伊川 | 水道橋 | PFOS及びPFOA | 0回 | 4回 | 環境省が令和2年12月に行った存在状況調査において暫定指針値を上回るPFOS及びPFOAが検出された伊川・水道橋を常時監視地点に追加し、伊川下流の環境基準点である二越橋とともに測定頻度を年4回(四季調査)とする。 |
| | | 二越橋 | PFOS及びPFOA | 1回 | 4回 | |
| | 淡河川 | 万代橋 | PFOS及びPFOA | 0回 | 1回 | 流域の土地利用状況を考慮し、PFOS・PFOAの現況把握のための測定を年1回行う。 |
| | 大阪湾(4) 大阪湾(5) 兵庫運河 | 全地点 | 大腸菌数 | (6回) | 12回 | 大腸菌数の評価方法(年間90%水質値)に対応するため、環境基準点及び海域A類型の測定頻度を変更する。 |
| | 第4工区南・沖合(1) 神戸港東・神戸大橋 等 計6地点 | | プランクトン | 0回 | 12回 | 栄養塩類の推移と海生生物生息状況の関連性を把握するための基礎データとして、プランクトン調査を無機栄養塩類(無機態窒素・磷)の通年調査実施地点(7地点)で行うこと変更する。 |
| | | | 12回 | 0回 | | |
| 姫路市 | 夢前川上流 | 書写橋 蒲田橋 | 通日調査 | 0回 | 流量:5回 | 河川通日調査は各河川(夢前川、市川、船場川)のローリング調査とする。 |
| | 夢前川下流 | 京見橋 | 通日調査 | | pH等:13回 | |
| 尼崎市 | 大阪湾(1) | 尼崎港中央(底層) 尼崎港沖(底層) | 底層DO | 0回 | 12回/年 測定 | 測定未実施項目の監視のため |
| 西宮市 | 東川 | 親水南公園 | PFOS及びPFOA | 1回/年 測定 | 年4回(5・8・11・2月) | 東川親水南公園でPFOS/PFOAの指針値超過が見られたため、監視を強化する。 |
| | 津門川 | 神祇官橋 | PFOS/PFOA、LAS等 | 0回 | 生活環境項目 年2回 要監視項目 年1回 | 上記をふまえ、東川と同様に市内南部の代表的な河川である津門川との比較を行うため。 |
| 相生市 | 苅谷川 矢野川 | 旭大橋上流100m 若狭野橋 | PCB | 0回 | 1回/年 測定 | 健康項目の水質把握のため、これまで未実施であった項目を追加する。 |
| 赤穂市 | 長谷川 加里屋川 大津川 | 上組橋 城南橋 船渡橋 | 健康項目 27→13 | (変更なし) | | 左記地点の健康項目の有機塩素系化合物及び農薬等の調査頻度を平成18年度より2年に1回としているため。 |

令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)

令和4年度地下水

| 地下水の測定地点、項目及び回数の変更について(令和4年度) | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------------|--------------|------------------------------|------------|------------|--|
| 測定機関 | 井戸所在地 | 区分 | 内容 | 回数 | | 変更の理由 |
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 兵庫県 | 高砂市米田町 | 概況調査 継続監視 | 継続監視への区分変更 (硝酸性窒素・亜硝酸性窒素) | - | - | 当該地点で令和3年度から実施した概況調査において、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の環境基準超過(12mg/L)が判明したため、当該項目を継続監視に区分変更し、監視を行う。 |
| | 川西市山下町 | 継続監視 | 地点削除 (硝酸性窒素・亜硝酸性窒素) | 1回 | 0回 | 揚水ポンプの故障により、採水不可となった。同地点において環境基準の超過は継続しているものの、同地区内において代替井戸が存在しないため、一旦調査を取りやめる。 |
| | 稲美町中村 | 継続監視 | 地点削除 (硝酸性窒素・亜硝酸性窒素) | 1回 | 0回 | 井戸の廃止により、採水不可となった。同地点において平成29年度以降環境基準の超過はないものの、同地区内において代替井戸が存在せず、一旦調査を取りやめる。 |
| | 三木市福井 | 継続監視 | 測定頻度の変更 (VOC) | 1回 | R4年度 0回 | 当該地点においては、5年間環境基準の超過はないものの、同地区内の井戸では超過が継続している状況である。当該井戸の調査頻度を隔年とし、調査を継続する。 |
| 神戸市 | 神戸市北区 | 継続監視 | 継続監視への区分変更 (ふっ素) | - | - | 当該地点での概況調査で環境基準超過が判明した項目を、継続監視調査へ区分変更し、監視を継続する。 |
| | 神戸市灘区 兵庫区 長田区 垂水区 | 継続監視 | 継続監視への区分変更 (PFOS及びPFOA) | - | - | 概況調査で暫定指針値を超過したPFOS及びPFOAの経年的な推移を把握し、今後の対応を検討する |
| 姫路市 | 姫路市六角 | 継続監視 | 地点削除(VOC) | 1回 | 0回 | 過去3年、環境基準を達成しているため、調査を終了する。 |
| | 姫路市神田町 | 継続監視 | 地点変更 (VOC) | 0回 | 1回 | 継続監視井戸が廃止されたため、同地点の周辺井戸において、監視を継続する。 |
| 西宮市 | 西宮市本町、他5井戸 | 概況調査 | PFOS及びPFOA | - | - | 令和3年度の概況調査において、PFOS及びPFOAの調査を2地点としていたところ、1井戸において指針値超過がみられたことから、調査対象井戸を6井戸に増加させる。 |
| | 西宮市津門西口町、他2井戸 | 継続監視 | PFOS及びPFOA | 0回又は 1回 | 1回又は 2回 | 令和3年度の概況調査において、PFOS及びPFOAが指針値を超過した津門西口町内の井戸において年2回測定を実施し、その周辺井戸2地点においても年1回周辺調査を実施する。 |
| | 西宮市山口町の2井戸 | 継続監視 | 地点削除 (ふっ素)(VOC) | 1回 | 0回 | 井戸水位の低下や、井戸所有者と連絡がつかないことにより、採水困難となった。ともに同地区内の調査は周辺井戸で継続する。 |
| 加古川市 | 加古川市野口町 | 継続監視 | 地点削除 (VOC) | 1回 | 0回 | 当該井戸では、過去10年間環境基準達成しているため。同地区内での監視は継続する。 |
| 宝塚市 | 宝塚市高司 | 継続監視 | 地点削除 (ふっ素) | - | - | 揚水ポンプの故障により、採水不可となった。同地区内の調査は周辺井戸で継続する。(廃止井戸では、過去10年間環境基準を達成していた。) |